

介 護

保険環境課
医療介護保険係

平成19年度の介護保険料が決定

介護保険第1号被保険者(65歳以上)の平成19年度の介護保険料が決定しましたので、決定通知書を8月上旬に郵送します。

【納付方法】

年金天引きの場合(特別徴収)

年間の保険料額より4、6、8月の納付額を除いた額を10、12、2月の3回の年金天引き(特別徴収)で納付となります。

納付書、口座振替で納付の場合(普通徴収)

年間の保険料額を8月から3月までの8回で納付となります。

※平成19年10月から、年金天引き(特別徴収)開始となる場合は、8、9月の2回のみ納付書、もしくは口座振替で納付となります。

【ご協力をお願いします】

保険料は平成18年中の所得等をもとに所得段階を決定しています。ご本人や世帯の方の市町村民税の課税状況や所得等の金額が変わった場合は、所得段階が変わることがあります。また、税制改正に伴う経過措置(激変緩和措置)の対象の方は、昨年度と比べて保険料額が増額となります。

問合せ先

保険環境課 医療介護保険係(☎65・1097)か、福岡県介護保険広域連合 事業課資格管理係(☎092・643・7055)まで

段階	対象者	年間介護保険料
1	生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者で本人及び世帯全員が市町村民税非課税の方	38,736円
2	本人及び世帯全員が市町村民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	38,736円
3	本人及び世帯全員が市町村民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える方	58,104円
4	本人が市町村民税が非課税の方(世帯の中に市町村民税課税者がいる)	77,472円
5	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が200万円未満の方	96,840円
6	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	116,208円
7	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	135,576円
8	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が400万円以上の方	154,944円

8月13日(月)	はら歯科医院 伊岐須296 ☎22・3517	藤田歯科医院 綱分740の7 ☎82・3237
8月14日(火)	ひぐちファミリー歯科 幸袋140の1 ☎22・1281	みかも歯科医院 有井334の12 ☎82・4682
8月15日(水)	淵上歯科医院 片島1丁目2番19号 ☎22・0647	ぶんの歯科医院 平塚87の1 ☎72・2235

社団法人 飯塚歯科医師会

当番医

健康づくり課
(ひまわりの里)

お盆休みの歯科診療
当番医(時間:9時~12時)